

(案)
業 務 請 負 契 約 書

- 1 業務名称 産業廃棄物処理業務一式
- 2 履行場所 四万十森林管理署管内 焼木水谷山国有林3099林班
- 3 履行期間 自 契約締結日の翌日
至 令和9年3月19日
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 免除

上記業務について、発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（「以下発注者」という。）と、受注者 (以下「受注者」という。) は、次のとおり契約を締結する。

契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 高知県高知市丸ノ内1-3-30
氏 名 支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎 印

受注者 住 所
氏 名

(総 則)

- 第1条 発注者又は受注者は、この契約書に基づく仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、契約（契約書及び仕様書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。また、受注者は契約書に明示されていない事項又は疑義が生じたときは、発注者又は発注者の命じた監督職員の指示に従うものとする。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期限までに完了させ、業務の結果を発注者に報告することとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他業務を完了するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、契約書及び設計図書に特段の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 契約の履行に関して受注者と発注者との間で用いる用語は日本語とする。
 - 7 契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。
 - 8 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特段の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 受注者が請け負う、特別管理産業廃棄物（以下「産廃」という。）の処理に関しては、「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」（平成20年1月17日付け環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室。以下「マニュアル」という。）、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成21年8月改訂 環境省廃棄物・リサイクル対策部）、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」（平成23年3月環境省水・大気環境局土壤環境課。以下「ガイドライン」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）等関係法令を遵守し、適正に作業を行うものとする。
 - 12 契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったすべての行為は当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。
また、発注者は受注者に対して行う契約の全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(再請負の禁止)

- 第2条 受注者は、発注者から発注された特別管理産業廃棄物処理業務を他人に請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(権利又は義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(業務内容と処分方法等)

第4条 受注者が請け負う産廃の種類・数量及び処分方法等は、別記1のとおりとする。

(受注者の事業範囲)

第5条 受注者の事業範囲について別記2に記載し、この事業範囲を証するものとして許可証の写しを発注者に提出し本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。

(請負代金内訳書及び工程表)

第6条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。また、監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、契約書の他の条項に定めるもの及び契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく作業の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会、作業状況の検査

3 発注者は、監督職員を置き前項の権限を分担させたときにあつては監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び担当技術者等)

第8条 受注者は、現場代理人及び担当技術者を定め、作業着手前に書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。

また、現場代理人及び担当技術者を変更したときも同様とする。

2 前項の現場代理人と担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

3 現場代理人及び担当技術者は、実際に作業を行っている期間中は作業現場に常駐し、監督職員の指示に従い、作業現場の取締り及び作業に関する一切の事項を処理しなければならない。

(作業関係者に関する措置請求)

第9条 発注者は、現場代理人がその職務（現場代理人及び担当技術者と兼任する代理人にあつては、その職務を含む）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、担当技術者その他受注者が作業を施工するために使用している労働者等で作業の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注

者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計図書不適合の場合の措置)

第10条 受注者は、作業の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき理由に拠るときは、発注者は、必要があると認めるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第11条 受注者は、作業の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 仕様書及び現場説明に質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 仕様書に誤謬又は脱漏があるとき
 - 三 仕様書の表示が明確でないこと
 - 四 作業現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等仕様書に明示された自然的又は人為的な施工条件と実際の作業現場が一致しないこと
 - 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することの出来ない特別な状態が生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立ち会いに応じない場合には、受注者の立会を得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知出来ないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第12条 発注者は、前条第4号の規定によるほか、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。この場合において発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(作業の中止)

第13条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責に帰すことが出来ないものにより作業に損害を生じ若しくは、作業現場の状態が変動したため、受注者が作業を出来ないと認められるときは、発注者は、作業の中止内容を直ちに受注者に通知して、作業の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、作業の中止内容を受注者に通知して、作業の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により作業の施工を一時中断させた場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が作業の続行に備え作業現場を維持若しくは労働者や建設機械器具等を保持するための費用その他の作業の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第14条 受注者は、天候の不良等、その責に帰すことが出来ない事由により履行期限までに作業を完了することが出来ないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を明示した書面により、発注者に履行期限の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。

ただし、その履行期限の延長が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第15条 履行期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし請負代金額の変更事由を生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとつた措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他作業の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認め

られる部分について、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 作業の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に期すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、作業の施工に伴い通常避けることが出来ない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち作業の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他作業の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力して円満な解決に当たるものとする。

(契約の解除等)

第18条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は受注者に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその責務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより受注者に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(苦情処理)

第20条 受注者は、本契約に基づく頭書の作業の施工に関し、諸官庁の指導や地域住民等からの苦情の発生又は契約作業に関わる支障が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者と受注者で協議して円満な解決を図るものとする。

(積替保管)

第21条 受注者は、産廃の積替保管を行うことができるものとする。

- 2 受注者は、産廃の積替保管を行う場合には、廃棄物処理法に基づき、かつ契約期間内に契約内容が完遂できる範囲で行うものとする。この場合、他の産廃と混合させてはならない。
- 3 積替保管施設の所在地等は別記3のとおりとし、別記3に記載した箇所以外の積替保管施設を使用する場合は発注者の承諾を得るものとする。

(情報の提供)

第22条 発注者は、受注者が産廃の適正な処理のために必要な次の情報を別記4のとおり、受注者に提供するほか、受注者の要求に応じ委託する産廃の適正処理に必要な情報を提供するものとする。

- 一 産廃の状態及び荷姿に関する事項
 - 二 通常の保管状況下での腐敗、揮発等産廃の状態に関する事項
 - 三 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - 四 その他産廃を取扱う際に注意すべき事項
- 2 発注者は、産廃の搬出の都度、産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に必要事項を記入し、受注者に交付する。受注者は産廃の運搬の都度、この管理票を確認するものとする。

(排出場所及び運搬先の所在地)

第23条 受注者は、産廃を、別記5（1）に記入した排出場所から積替保管施設まで収集・運搬を行ったうえ、積替保管施設から発注者の指定する中間処理施設まで収集・運搬を行うものとする。

(排出場所及び中間処理施設の所在地並びに最終処分場所)

第24条 発注者の排出場所、受注者の中間処理施設並びに当該産廃の中間処理後の残さの最終処分場所は、別記5（2）のとおりとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

第25条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期限内に業務を完了出来ない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額に対して、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて得た額とする。

(発注者・受注者の責任範囲)

第26条 受注者は産廃を、搬出の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が、第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指示又は発注者の発注方法（発注した産廃の種類若しくは状態等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指示又は発注者の発注方法（発注した産廃の種類若しくは状態等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

(作業終了時の報告及び検査)

第27条 受注者は、業務が終了したときは、報告書を作成し、管理票とともに発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は遅滞なく補正を行い、発注者に補

正終了の届け出をし、再検査を受けるものとする。この場合の検査等の取扱いについては、前項までの規定を準用する。

(請負代金額の支払方法)

第28条 受注者は、第27条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金額の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から30日以内に請負代金額を支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の支払期限までに請負代金額を支払わないときは、期限の翌日から支払日までの遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、遅延利息を支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第29条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第30条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、

前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき
 - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受注者が第1項及び第2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第31条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（行為要件に基づく契約解除）

第32条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第33条 受注者は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（再請負契約等に関する契約解除）

第34条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等の解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第35条 発注者は、第18条、第31条、第32条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第31条、第32条及び前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第36条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（環境負荷低減への取り組み）

第37条 受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

（契約外の事項）

第38条 契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して、これを定めるものとする。

別記 1 (産廃の種類・数量及び処分方法等)

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 特別管理産業廃棄物の名称 | 予定数量 (単位) | 処分方法 | 中間処理施設 | 処分能力 |
|--------------|--------------|--------------|------|--------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別記2

受注者の事業範囲

◎ 収集運搬に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

・ (会社名)

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可条件：

許可番号：

◎ 収集運搬に関する事業範囲

[産業廃棄物]

・ (会社名)

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可条件：

許可番号：

◎ 処分に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

・ (会社名)

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可条件：

許可番号：

◎ 処分に関する事業範囲

[産業廃棄物]

・ (会社名)

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可条件：

許可番号：

別記3（積替保管施設に関する項目）

| 特別管理産業廃棄物等の種類 | 特別管理産業廃棄物等の名称 | 積替保管施設の所在地 | 積替保管施設の上限 |
|---------------|---------------|------------|-----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

別記4（産廃の適正処理に必要な情報）

| 特別管理産業廃棄物等の種類 | 特別管理産業廃棄物等の名称 | 発生工程 | 性状及び荷姿 | 性状の変化 | 注意事項 |
|---------------|---------------|------|--------|-------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別記5（排出場所及び処理施設等の所在地並びに最終処分場所）

(1) 排出場所並びに運搬先所在地

| | |
|-----|--|
| 積地 | |
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 運搬先 | |
| 名称 | |
| 所在地 | |

| | |
|-----|--|
| 積地 | |
| 名称 | |
| 所在地 | |
| 運搬先 | |
| 名称 | |
| 所在地 | |

(2) 排出事業者及び中間処理施設の所在地並びに最終処分場所

① 排出事業者

| | |
|--------|--|
| 排出事業者名 | |
| 所在地 | |

② 中間処理施設の名称及び所在地

| | |
|---------|--|
| 中間処理施設名 | |
| 所在地 | |

③ 残渣の最終処分場所

| | |
|---------|--|
| 事業場の名称 | |
| 施設の所在地 | |
| 処分方法 | |
| 施設の処理能力 | |

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 1 条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 3 条 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

仕 様 書

1 事業名

産業廃棄物処理業務一式

2 事業目的及び概要

(1) 事業目的

国有林内に埋設されていた除草剤（245T系除草剤）を移設・管理しているコンクリート槽及び内容物（以下「処理対象物」という。）の回収、コンクリート槽の取壊・回収、収集運搬及び無害化等の処理。

(2) 事業場所

高知県高岡郡四万十町焼木水谷山国有林

(3) 処理対象物の状態

昭和40年代に埋設された除草剤を昭和59年に掘り出し、鉄製容器に詰め、コンクリート槽に移設し、碎石等を充填した状態。

なお、コンクリート槽の位置等については、別添「令和3年度埋設農薬の管理に関する調査委託事業報告書」（抜粋）（以下「令和3年度報告書」という。）を参照。

(4) 事業概要

別紙「事業内訳書」及び以下を参照。

① 調査業務

現地調査、回収物試料調査等

② 分析

コンクリート内容物収納成分把握のための分析外2

③ 取壊工

コンクリート槽の内容物の回収、コンクリート槽の取壊・回収、周辺環境監視、がれき類等の運搬処分等

④ 無害化処理

処理対象物及び作業時使用する保護具等のうち245T及びダイオキシン類を含むもの（以下「無害化対象物」という。）の無害化等処理（収集運搬含む。）等

⑤ コンサルティング業務

考察・報告書作成及び打合わせ協議等

(5) 処理対象

令和3年度報告書に記載のある4つのコンクリート槽のうち番号1の槽。

・コンクリート槽 2.8m×3.3m×1.8m（平面図参照）

(6) 無害化処理の数量（想定）

・20.2t（ドラム缶83本）

3 処理方法

処理方法は「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」（平成20年1月17日付け環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室。以下「マニュアル」という。）、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（平成21年8月改訂 環境省廃棄物・リサイクル対策部）、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」（平成23年3月環境省水・大気環境局土壌環境課。以下「ガイドライン」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成

11 年法律第 105 号) 等関係法令によるほか、この仕様書(詳細は、別添令和 3 年度報告書及び別紙事業内訳書を参照。)の記載によることとする。

4 作業計画書

本事業の実施に当たっては、着手前に作業計画書を作成し、監督職員の承認を受けること。また、作業計画については、着手前に自治体(高知県、四万十町)の担当部局へ説明を行うこと。

(1) 留意事項

作業計画書の作成に当たっては、ダイオキシン類の有害性に鑑み、次の事項に留意すること。

- ア 処理対象物の取壊、回収、収集運搬等の作業においては、処理対象物と作業員との接触は最小限に抑えること。
- イ 処理対象物の攪乱、散乱を回避すること。
- ウ 処理対象物の粉塵等が周辺に飛散・流出しないよう防止策を講じること。

(2) 作業計画書の内容

作業計画書には次の事項を記述するものとする。また、必要に応じて図面を添付することとする。

- ア 処理対象物の所在地
- イ 作業開始・終了予定日及び作業期間
- ウ 処理対象物の範囲及び量
- エ 作業内容(手順、使用機械)
- オ 作業中の環境監視地点・監視方法
- カ 処理対象物の現地保管計画
- キ 収集運搬計画
- ク 無害化処理計画
- ケ 作業安全・環境保全対策
- コ 緊急連絡体制図
- サ 事故発生時対応マニュアル

5 処理対象物の取壊・回収作業

- (1) 処理対象物の取壊・回収に当たっては、鉄製容器内容物、槽内充填碎石、滞留水や取壊・回収に使用した機材の洗浄水等について、それぞれ分別するとともに、保管容器に収める前に必ず試料を採取し、保管容器及び試料との関係を識別するための番号等をそれぞれに付し、別々に保管すること。
- (2) コンクリート槽の内壁各面(6面)からもそれぞれ試料を採取し、上記同様に保管すること。
- (3) 槽内に水が溜まっている場合にはこれを汲み上げ、上記同様に試料を採取し保管すること。
- (4) コンクリート槽を取壊し撤去した後、槽の下の土壌から試料を採取し、上記同様に保管すること。
- (5) コンクリート槽内壁や槽内に溜まった水から採取した試料の分析の結果、汚染が確認された場合は、破碎したコンクリートや汲み上げた水についても無害化処理すること。
- (6) コンクリート槽を取壊し撤去した跡地については、滞水や崩壊が生じないように埋め戻すこと。

6 処理対象物の保管等

- (1) 処理対象物を保管(仮置き含む)する際は、飛散・流出等や有害物質の地下

浸透防止の措置をとり、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

具体には、処理対象物は耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ（内袋有）及びコンテナ等の保管容器に入れるなどして仮置きすること。

(2) 処理対象物を収集運搬するまでの間に現地で一時保管する場合は、以下の点に留意し、周辺環境の保全に十分配慮すること。

ア 風雨に晒される状態や高温多湿な状態で保管しないこと。また、豪雨時の冠水や土砂崩れが危惧される場所は避けること。

イ 処理対象物が飛散、流出、地下浸透又は悪臭発散しないよう適切な防止措置を講ずること。

ウ 周囲を囲い、見やすい位置に掲示板を設けること。

7 作業場所の安全確保

(1) 周辺環境汚染防止策

作業中における処理対象物の飛散・流出による環境汚染防止のため、以下の項目について、本現場の条件を考慮して適切な対応を行うこと。

ア 既設の柵・杭・看板等を予め撤去し、作業終了後は復元すること。

イ 作業場所周囲の作業ヤードを整え、仮設テントで囲い部外者が容易に立ち入らないよう対策を講ずること。

ウ 作業時には粉塵の発生が懸念されることから、作業者は防護服、防塵・防毒マスク、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、かつテント内にはダイオキシン類に対応した集塵機を設置すること。

エ 安全な積込や運び出しのため、仮設作業道通路を設置すること。

オ 保管容器や作業靴等の清掃場所・設備を常備すること。

(2) 作業員への周知徹底

処理対象物の取壊・回収作業に当たる作業員全員に対し、以下の事項について事前に周知・徹底を図ること。

ア 作業の目的の手順

イ 除草剤等の有害性と中毒症状

ウ 作業中に除草剤等が漏洩した場合の対応策

エ 除草剤等に曝露した場合の対処方法（洗浄等の応急措置等）

オ 天候の急変時の対応

8 周辺環境監視（モニタリング調査）

取壊作業の実施等によりダイオキシン類等が漏洩する可能性を考慮し、周辺環境の状態について調査と目視による確認を行う必要があるため、令和3年度報告書に基づき次のとおり環境監視を実施する。

(1) 取壊・回収・収集作業中は、毎日1回、周辺の植生等に異常がないか確認する。

(2) 取壊・回収・収集作業中は、作業現場外の大気について常時監視（毎日の臭気確認と月1回の大気分析）を行う。なお、常時監視で異常が確認された場合には、その都度大気分析を実施する。

9 処理対象物の収集運搬

処理対象物の収集運搬に当たっては廃棄物処理法等関係法令に従うとともに、次の事項を遵守すること。

(1) 保管容器内の処理対象物が飛散・流出しないようにすること。

- (2) 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (3) (1)、(2)に留意しながら、現地で取壊し、処理できる状態で保管容器に収納すること。
- (4) 運搬車は飛散・流出対策を講じること。
- (5) 必要に応じ、中毒性ガスの発生、発熱、引火等の防止対策を行うこと。
- (6) 運搬車への積み込みの際は、運搬容器が落下、転倒、破損しないよう固定等の措置を講ずること。
- (7) 有機リン、水銀、ひ素等が含まれるものがあることから、これらの有害物質に対し配慮すること。

10 無害化対象物を他県等へ搬入するための分析

無害化対象物を無害化処理場が位置する県等へ搬入するに際しては、搬入先の県等との事前協議が必要である。また、無害化処理場へ持ち込む際についても溶出量試験等が必要である。

このため、無害化対象物についてそれぞれ試料を採取し、①県等との事前協議のための分析、②無害化処理施設へ持ち込むための分析を行うこと。詳細については事前に監督職員と協議すること。

なお、県等との事前協議には少なくとも3週間を要するため、処理対象物等から試料を採取後、速やかに分析を行うこと。

11 無害化処理

- (1) 無害化処理は、ガイドラインに定められた構造を有している施設において、ガイドラインで認められた方法のうち令和3年度報告書を参考に、無害化対象物に含まれる245Tが分解処理され、かつ、ダイオキシン類の排出濃度が排出目標を超えない方法で行うこと。
- (2) ダイオキシン類の排出濃度は、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法における他の施設での基準値を超えないこと。
 - ア 排出ガス 0.1ng-TEQ/m³N以下
 - イ 排出水 10pg-TEQ/L以下
 - ウ 残さ 3ng-TEQ/g以下

12 残さの処理

本事業によって生じた残さについては、その状態により廃棄物処理法等関係法令に従い適正に処分すること。

13 処理完了の報告

処理対象物の処理が終了した後、処理状況を取りまとめた業務報告書を作成すること。また、添付書類については以下のとおり。

(1) 業務報告書

- ア 紙媒体：報告書10部（A4サイズ、カラー）
- イ 電子媒体：報告書等の電子データを収納した電子媒体（CD-R または DVD-R）2部

【電子媒体の仕様】

- a) Microsoft 社 Windows7 以降で表示可能なもの。
- b) 使用するアプリケーションソフトは、以下のとおりとする。
- c) 文書：ワープロソフト（Microsoft 社 Word2010 以降で表示可能なもの）
- d) 表計算：表計算ソフト（Microsoft 社 Excel2010 以降で表示可能なもの）
- e) 画像：BMP 型式又は JPEG 型式

- f) GIS、イラストレーター等で作成した場合は、そのデータも提出のこと。
- g) 上記イによる成果物に加え、PDF 型式を作成すること。
- h) 以上の成果品の格納媒体の DVD については、事業名称等を格納ケース及びディスク上に必ず付記すること。
- i) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては監督職員の指示に従うこと。なお、成果品納入後に、受託者側の責による不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 添付書類

ア 試料採取調査及び分析結果を示す書類

イ 取壊、回収、収集作業中の周辺環境監視結果

ウ 無害化処理中の排ガス等が環境基準を満たすことを証明する書類

エ 無害化対象物を無害化したことを証明できる分析結果を示す書類

オ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の写し

カ 一連の作業に係る写真帳

なお、すべての作業が終了した後は、自治体（高知県及び四万十町）の担当部局へ説明すること。

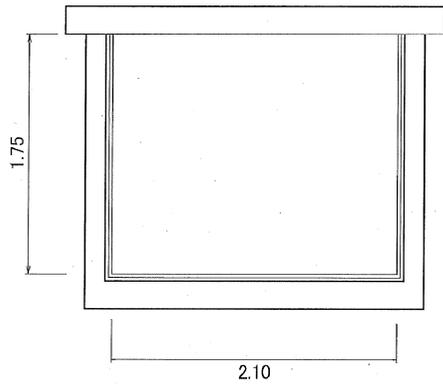
14 その他

- (1) 受注者は業務の進行状況等を定期的に報告するほか、発注者の求めに応じて報告するものとする。
- (2) 業務目的を達成するために、発注者は業務の実施や進行に関して必要な指示を行い、受注者はこれに従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり再委託を行う場合、受注者は事前に四国森林管理局長の承認を得るものとする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で業務目的を達成するために必要な作業が生じた場合、発注者と受注者は協議を行うものとする。
- (5) 受注者は、本業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

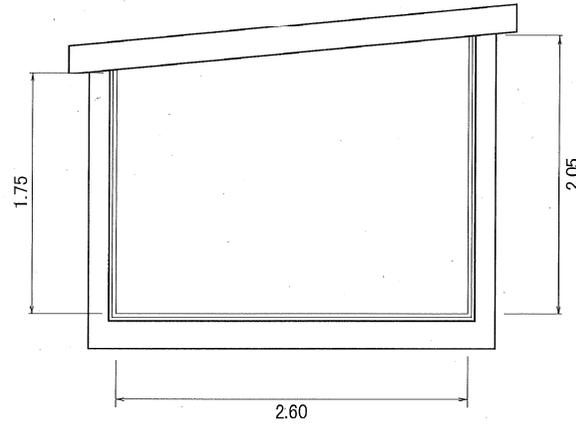
埋設除草剤保管コンクリート槽

S=1/40

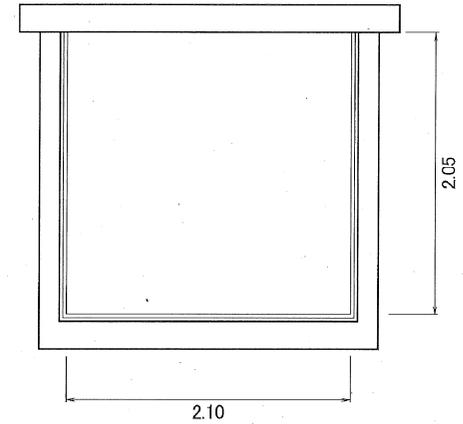
前面図



側面図



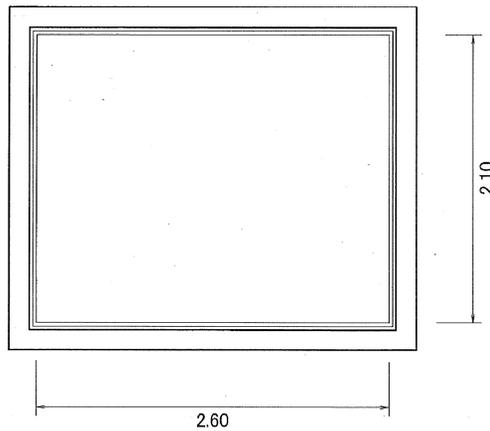
後面図



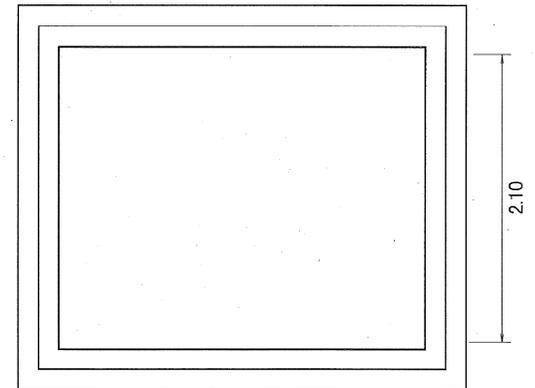
コンクリート内容量

$$(1.75+2.05) \div 2 \times 2.60 \times 2.1 = 10.37\text{m}^3$$

平面図 (床面)



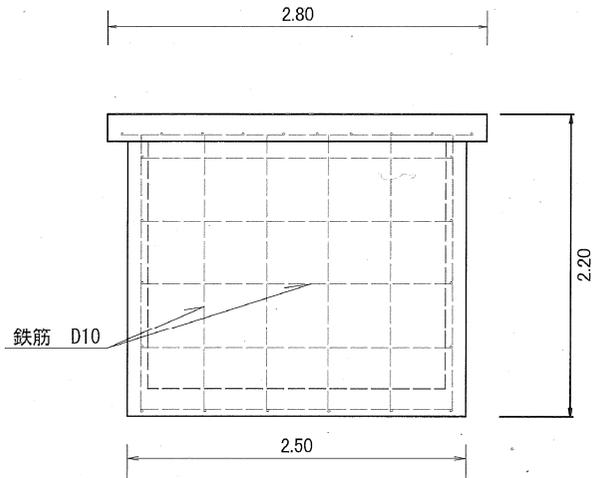
平面図 (屋根)



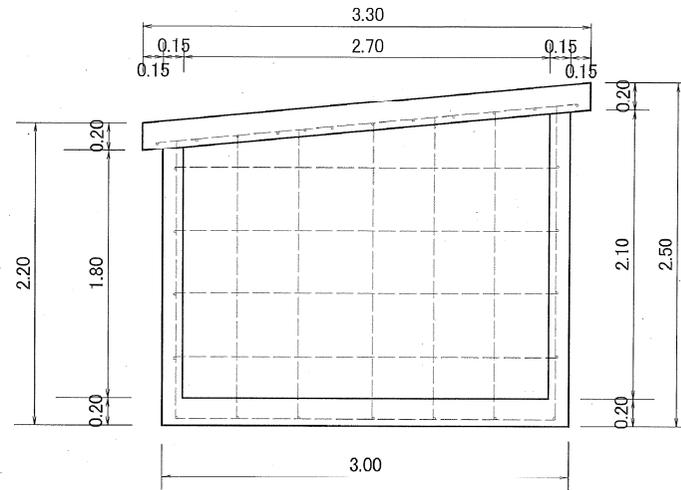
埋設除草剤保管コンクリート槽

S=1/40

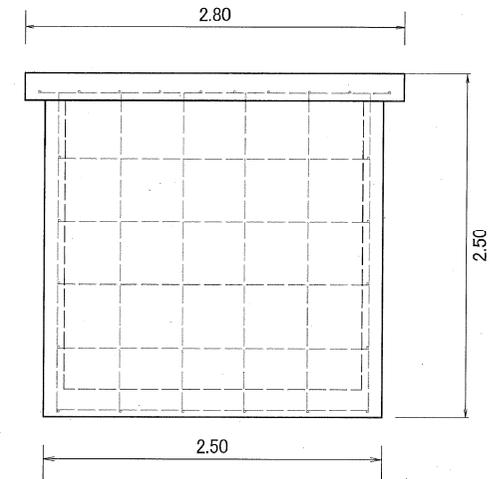
前面図



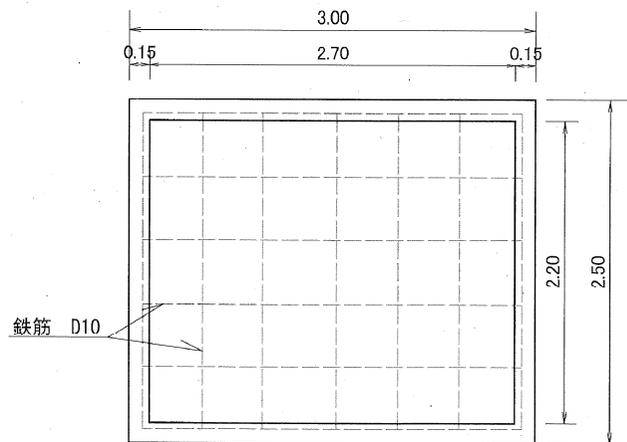
側面図



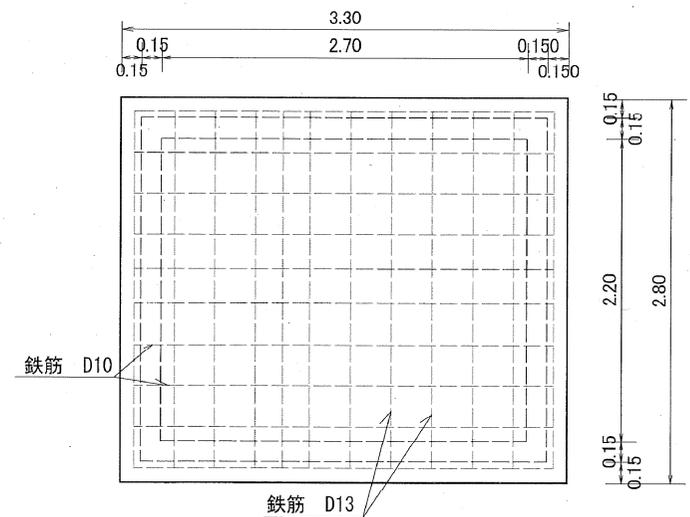
後面図



平面図 (床面)



平面図 (屋根)



コンクリート量

| | |
|----|--|
| 前面 | $1.80 \times 2.50 \times 0.15 = 0.675\text{m}^3$ ✓ |
| 後面 | $2.10 \times 2.50 \times 0.15 = 0.788\text{m}^3$ ✓ |
| 側面 | $(2.10 + 1.80) \div 2 \times 2.70 \times 0.15 \times 2 = 1.58\text{m}^3$ ✓ |
| 床面 | $2.50 \times 3.00 \times 0.20 = 1.50\text{m}^3$ ✓ |
| 屋根 | $3.30 \times 2.80 \times 0.20 = 1.848\text{m}^3$ ✓ |
| 計 | 6.391m ³ ✓ |

| | |
|-------|--------------------|
| モルタル | 0.63m ³ |
| 防水シート | 26.8m ² |
| 断熱材 | 25.1m ² |

別紙 事業内訳書

| 区 分 | 数量等 | | 備 考 |
|-------------------------------|-------|-----|------------------------------|
| | 員 数 | 単 位 | |
| コンサルティング業務 考察・報告書作成 | 1.0 | 地区 | 打合せ協議、一般管理費含む |
| 調査業務 | | | |
| 現地調査 | 1.0 | 式 | 材料費含む |
| コンクリート内容物試料採取調査 | 1.0 | 式 | 材料費含む |
| コンクリート槽内壁試料採取（滞留水含む）調査 | 1.0 | 式 | 材料費含む |
| コンクリート槽底面土壌試料採取調査 | 1.0 | 式 | 材料費含む |
| 洗浄水試料採取調査 | 1.0 | 式 | 材料費含む |
| 間接調査 共通仮設 | 1.0 | 式 | 交通費等含む |
| 分析 | | | |
| コンクリート内容物成分把握のための分析 | 5.0 | 検体 | 245T、ダイオキシン類 内容物等5試料 |
| コンクリート槽内壁成分把握（滞留水含む）のための分析 | 6.0 | 検体 | 245T、ダイオキシン類 6面 |
| コンクリート槽底面土壌成分把握のための分析 | 1.0 | 検体 | 245T、ダイオキシン類 |
| 洗浄水成分把握のための分析 | 1.0 | 検体 | 245T、ダイオキシン類 |
| 取壊工 | | | |
| 共通仮設費 | | | |
| 仮設建物費 | 2.0 | カ月 | 現場事務所兼休憩所、仮設トイレ（運賃、汲み取り含む） |
| 仮設水道費 | 2.0 | カ月 | ポリローリー、2tダンプ、水道水運搬（給水箇所より運搬） |
| 仮設電力費 | 2.0 | カ月 | 事務所発電機、燃料 |
| 環境機器費 | 1.5 | カ月 | 高圧洗浄機、吊秤他 |
| 測量機器費 | 1.5 | カ月 | オートレベル、トータルステーション |
| 保護具 | 1.0 | カ月 | 防毒マスク、吸収缶、保護眼鏡、タイベックス、化学防護手袋 |
| 重機回送費 | 1.0 | 回 | 0.25m3バックホウ（往復） |
| 重機回送費 | 1.0 | 回 | 0.05m3バックホウ（往復） |
| 機材回送費 | 1.0 | 回 | コンプレッサー |
| 安全対策費 | 1.0 | 式 | カラーコーン、養生シート |
| 交通誘導員 | 30.0 | 人 | 交通誘導警備員A |
| 仮設準備 | | | |
| 伐採工 | 22.0 | m2 | 支障木、除草、整地 |
| 仮設作業道通路設置 | 300.0 | m2 | 整地 |
| 仮囲い設置撤去工 | 55.0 | m | 防災シート H=1.8m |
| 作業ヤード整備 | 180.0 | m2 | 整地、シート+敷き鉄板（5×10） |
| 直接仮設 | | | |
| 換気設備損料 | 2.0 | カ月 | 活性炭吸着槽、集塵機 |
| 換気設備設置撤去費 | 1.0 | 式 | 配線配管 |
| 換気設備消耗品費 | 600.0 | kg | 活性炭 |
| コンクリート槽養生費 | 1.0 | 式 | 飛散等防止措置 単管パイプ、遮水シート他 |
| 仮設電力費 | 2.0 | カ月 | 発電機25kVA、燃料 |
| 資材運搬費 | 1.0 | 式 | 装置運賃 |
| 取壊工事 | | | |
| コンクリート槽取壊工 | 6.4 | m3 | 平面図参照 |
| 充填碎石 掘削工 | 4.2 | m3 | 平面図参照 |
| 充填碎石 ドラム缶詰込工 | 34.0 | 本 | ドラム缶34本 |
| 汚染土壌取出し、ドラム缶詰込工 | 45.0 | 本 | ドラム缶45本 |
| 封入缶取出し、ドラム缶詰め替え | 2.0 | 本 | ドラム缶2本 |
| 土壌調査廃棄物、ドラム缶詰め替え | 2.0 | 本 | ドラム缶2本 |
| ドラム缶仮計量工 | 83.0 | 本 | |
| ドラム缶場内小運搬 | 83.0 | 本 | |
| ドラム缶積込工 | 83.0 | 本 | |
| コンクリートがれき類小運搬 | 6.4 | m3 | 平面図参照 |
| コンクリートがれき類運搬処分 | 16.0 | t | |
| 廃棄物（廃プラ）フレコン詰込、仮計量、積込 | 3.0 | 袋 | 活性炭、防護服、シート等 |
| コンクリート槽撤去跡地埋戻工 | 4.0 | m3 | 周辺土砂切崩し、掻き込み |
| 分析・モニタリング | | | |
| 周辺環境監視（大気） | 1.0 | 検体 | 245T、ダイオキシン類（1回/月） |
| 現場管理 | 1.0 | 式 | |
| 一般管理 | 1.0 | 式 | |
| 小計 | | | |

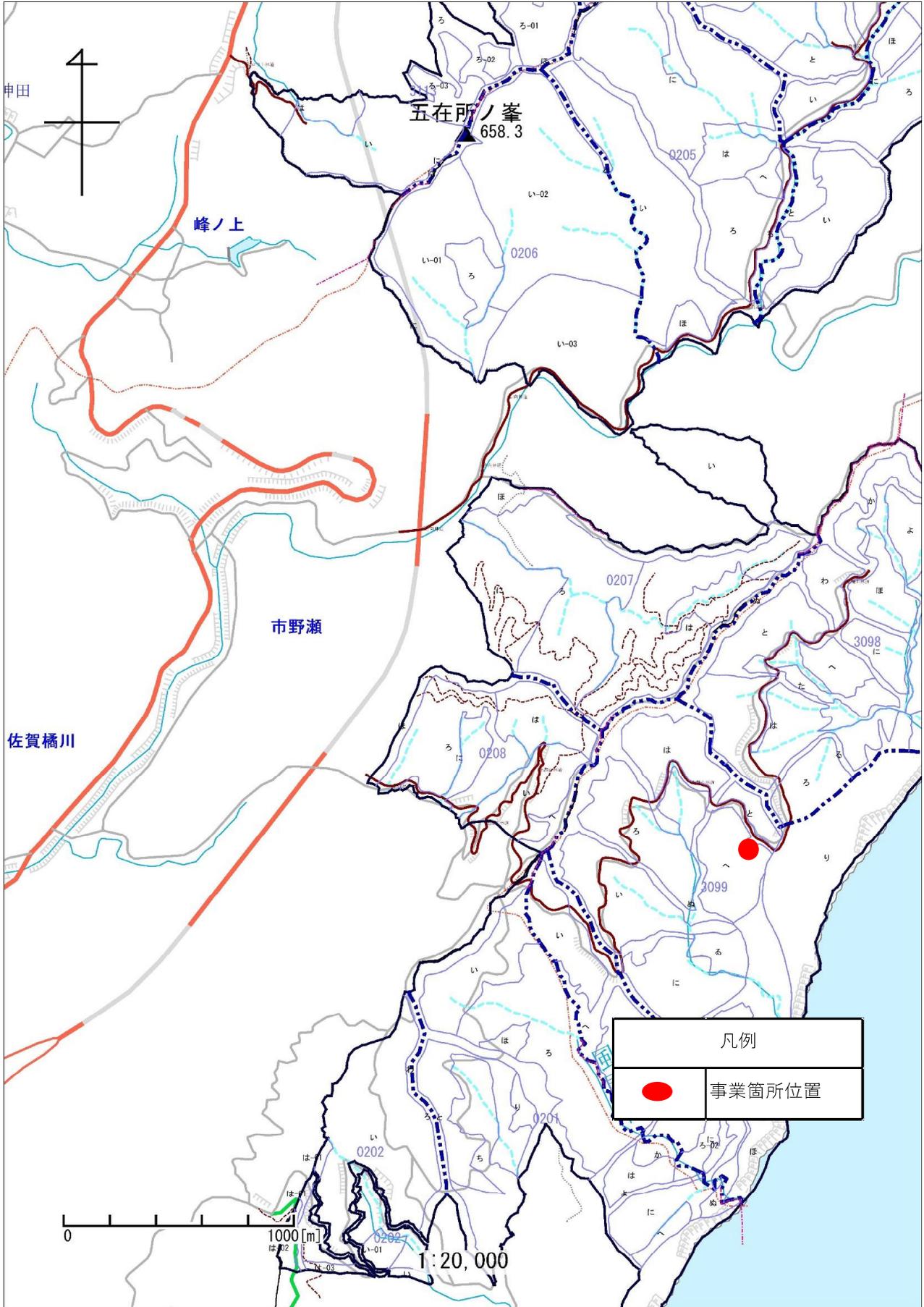
別紙 事業内訳書

| 区 分 | 数量等 | | 備 考 |
|----------------|------|-----|----------------------|
| | 員 数 | 単 位 | |
| 無害化処理 | | | |
| 事前分解確認 | 1.0 | 回 | |
| 分析（都道府県事前協議） | 1.0 | 回 | |
| 分析（処理開始前確認試験時） | 1.0 | 回 | 245T、ダイオキシン類（残渣，排ガス） |
| 分析（分解処理時） | 1.0 | 回 | 245T、ダイオキシン類（残渣，排ガス） |
| 収集運搬 | 3.0 | 運行 | 10tトラック想定 |
| 処理（埋設農薬） | 20.2 | t | 汚泥想定，荷姿ドラム缶 |
| 処理（保護具等） | 0.1 | t | 廃プラスチック類想定，荷姿フレコン |
| 処理（活性炭） | 0.6 | t | 汚泥想定，荷姿フレコン |
| 小計 | | | |

産業廃棄物処理業務位置図

事業場所：高知県四万十町焼木水谷山国有林

四万十森林管理署



産業廃棄物処理業務実測図

事業場所：高知県四万十町焼木水谷山国有林

四万十森林管理署

